

配布対象 広大全教職員

広島大学教職員組合

発行

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2 (広大西口)
 内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556
 メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

【ニュース】教職員組合への加入を／過半数代表候補への支持署名を／給与減額特例 ほか

【ミニひろば】チョコレートの散歩道 (4)

生まれ変わった味

広大教職員組合への加入を

なぜ教職員組合が必要か?

現代社会では、使用者（大学）が経営権や制度・規則の制定権を持つおり、また、労働者に対する業務命令権も持っています。この関係下では、労働者は弱い立場に置かれています。まして、労働者の個々人がバラバラではなお更です。一人では、知識・経験の蓄積においても交渉力においても、組織として対応する使用者側と対等に渡り合うことは非常に困難です。

組織として対応する使用者側と有効に交渉するためには、労働者の側も組織として対応することが必要になります。

広大教職員組合は学内に唯一の労働者の全学組織であり、また、労働組合法によって種々の権限が付与される組織です。ここでは、大学の業務組織における職位や指揮命令系統とは関わりなく、加入する労働者はすべて平等な立場になります。つまり、加入する労働者一人一人が組織の主人公です。また、労働組合法により、教職員組合からの交渉要求に対しても使用者は誠実にそれに対応する義務があります。そして、労働者が教職員組合に加入していることをもって、その労働者に対し他の労働者と比べて不利益な扱いをすることは禁止されています。

組合への加入で何が変わるか?

一人で抱え込んで悩んでいることを、組合に相談し、他の組合員と一緒に考

え、その解決に向けて一緒に動くこと

ができます。

教職員組合にはいろんな職種や職場、異なる立場の人たちがたくさんいますから、他の職場の状況を聞いたり、他の人の考えを聞いたりして、自分の抱える問題をより客観的に検討することができます。

また、給与や労働時間等の問題だけでなく、職場におけるハラスメント等も非常に重要な問題です。職場や働くことに関係する問題は何でも相談して下さい。職場では言いにくくとも、教職員組合では職種の垣根を越えて何でも言うことが可能ですが、

そして、使用者（大学）に対して改善や解決を求める問題については、団体交渉で追求し、要求の実現に向けて動ききます。

加入者の増加は力です

広島大学には8つの事業場があり、教職員組合が労働者の過半数を組織しているかどうかは、この事業場単位で過半数か否かということになります。教職員組合にその事業場の過半数の労働者が加入している場合は、使用者にとっては教職員組合の主張が労働者の過半数の主張になりますから、非常に大きな強い力となります。したがって、いずれの事業場においても労働者の過半数の加入を目指します。

そのためにも、一人でも多くの方が教職員組合へ加入することを願います。加入者の増加は力の増加になります。

より働きがいのある職場を

一九九〇年代前半以降、日本の社会

経済は大きな転換を経験しています

が、働く人たちの労働環境・職場環境も大きく変遷してきました。時間と効率性・生産性に追われる日々の中での間で、いつの間にか人間関係でも余裕が無くなり、心身のストレスを蓄積するようになっています。

そうした社会の流れの中にある広島大学にあって、どのような職場と労働環境・労働条件をつくつて行くかついで、労働者である教職員がまったく無力で、一切の関与ができるないものではありません。種々の制約は受けますが、しかし、その制約をどのように変え、ものをつくるかにおいて、関与し、交渉し、より良い方向へ実現させて行くことが可能です。

例えば、昨年一〇月からの病気休暇・病気休職制度の変更に際して「復職支援プログラム」が整備されました。これは教職員組合が団体交渉で要求し、大学とともに検討し、実現することができたものです。

また、広島大学は国家公務員への人事勧告に連動する対応を取っていますが、給与減額の場合にその代償措置をどうするかは教職員組合との団体交渉において実質的に決定しています。そして、どこの国立大学法人においても代償措置が取られているわけではありません。

教職員組合に加入し、ともにより働きがいのある職場をつくつて行きませ

過半数代表候補への支持署名を

●なぜ過半数代表が必要か？

広島大学（使用者）とそこで働く労働者には労働基準法が適用されます。この労働基準法は労働者保護の観点からつくれてある法律で、労働する場合の基本的条件や制限等について定められています。

この労働基準法では、使用者は就業規則や給与規則等を定める義務があり、それらの就業規則等を変更したり、新たに関連する規則を追加したりするときには、「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなら」ず、また、労働基準監督署へ就業規則変更等の届出をするときは、「前項の意見を記した書面を添付しなければならない」と規定されています。

また、同法では1日の労働時間は8時間まで、1週間は40時間までと労働時間の上限が定められており、それを超えて労働させる場合には、使用者は過半数を組織する組合（以後、「過半数組合」と呼びます）または労働者の過半数を代表する者（以後、「過半数代表」と呼びます）と協定を事前に締結する必要があります。

●どのような方法で過半数代表を選出するか？

まず、過半数代表は労働者の代表ですから、大学（使用者）が指名したり決定したりはできず、**労働者が主体的に選出しなければなりません**。



置し、委員長を除く委員の半数は過半数組合または過半数代表の推薦によらなければならないとされています。

この過半数組合または過半数代表は「事業場（ほぼキャンパス単位）」ごとで判断され、分母となる労働者は広島大学に籍がある（ただし、出向者は異なる場合あり）、役員以外の管理職も含むすべての教職員になります。

したがって、教職員組合が労働者の過半数を組織していない事業場においては、組合とは別に事業場の過半数代表を選出しなければなりません。**過半数代表が選出されない場合には、就業規則等の変更も時間外・休日労働も不可能になり、それは大学にとつても教職員にとつても直ちに業務・運営の致命的とも言える障害となります。つまり、過半数代表は大學にとつても教職員にとつても不可欠な存在なのです。**

める方法を取っています。大変ですが、これが一番分かりやすく、同時に周知されるやり方だからです。この支持署名をしたことについて、何か責任が問われるということはありません。むしろ、先に述べましたように、過半数代表が決まらなければ大学にとつても労働者（教職員）にとつても由々しき事態になります。

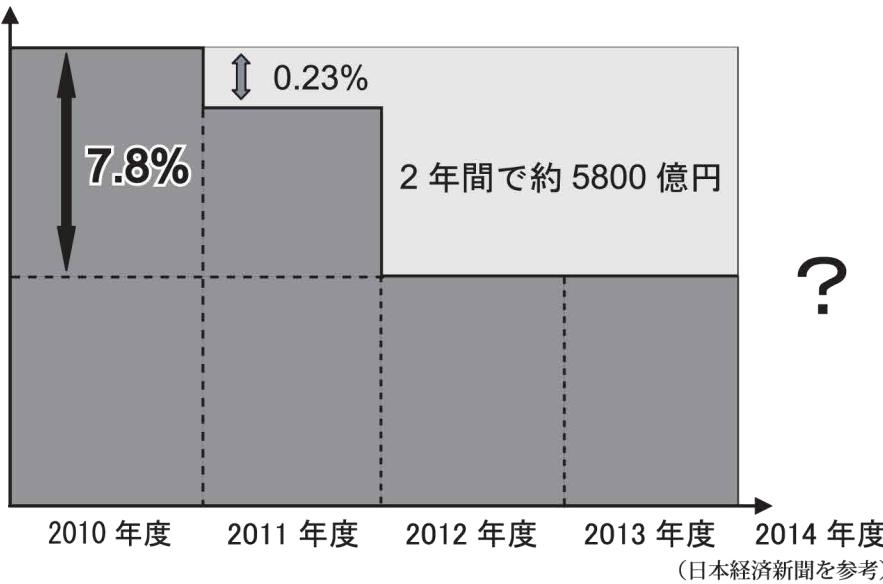
是非、支持署名へのご協力を願います。

（文責 小畠）



国家公務員の人事院勧告実施と給与減額特例措置について

国家公務員の給与引き下げに関する臨時特例法は、結局、政府・民主党が自民・公明の両党に譲歩し、2011年度人事院勧告の実施を含めて平均7.8%の給与削減を基本とする内容で2月末に成立しました。



● 国家公務員給与減額の概要

(1) 2011年度の人事院勧告（平均0.23%の引き下げ）を2011年4月に遡って実施する。
(2) 2012年度・2013年度は、2011年度の人事院勧告実施分を含めて、2010年度対比で平均7.8%の削減を行なう。

なお、2011年度の人事院勧告の実施に当たつては、「給与構造改革における経過措置額の廃止と一緒に伴う昇給回復措置については、経過措置額の廃止は2014年4月1日に、若年層の昇給回復措置は2012年4月1日からとする」となっています。教職員組合は3月19日（月）に大学と団体交渉を持ちましたが、2011年度人事院勧告に係る実施については、大学の4月1日からとする提案はその場で拒否し、その後、5月1日からで考えたいとの変更提案を受けましたが、代償措置については「2年間の給与減額特例措置と一体で検討したい」とされており、当該代償措置が未定の段階で受け入れることは困難と考えています。

一方、2012年度・2013年度の2年間とする給与減額特例措置については、正式な提案を大学から受けておらず、これからになります。

（文責 小穂）

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>



（文責 小穂）

組合ホームページを全面リニューアルしました。組合ホームページについては、2011年3月に担当者が退職した後、更新が行なわれて来ませんでした。これまでのホームページは「ゴーライブ」というソフトウェアを使用しており、在籍する書記局職員にその知識が無いこと、及び、書記局職員の全面的入れ替わりのためホームページに関しての時間が充分に取れないと原因で、放置状態でした。この点につきましては、お詫び致します。

この度全面的に作り直した新しいホームページは、特別な知識が無くても更新が可能な方法を取り、今後、1カ月単位で更新して行く考えです。

そのトップ画面は左のようになります。是非、ご覧になつて下さい。

ミニ
ひろば

一四九一年のコロンブスの「新大陸発見」以来、メソアメリカにヨーロッパ人が殺到してこの地の資源が略奪されるが、同時にアメリカ大陸原産の食料が世界に広がった。

ジャガイモ、トウモロコシ、トマト、いんげん豆、落花生、さつまいも、カボチャ、とうがらし、ピーマン、ズッキーニ、いちじく、パイナップル、アセロラ、アボカドなどである。その中にカカオもあった。

十六世紀にカカオがスペインに入ると、修道院で調理されて、メソアメリカでの苦い飲み物に砂糖などがくわえられて甘いドリンクとなつた。そのために、スペインの宮廷からヨーロッパの上流社会にカカオ飲料が広がつ

オランダのバン・ホーテンが人力で試みて成功し、その後に蒸氣機関を使った。

第二は、一八四八年のイギリスのジョン・フライによる

「食べるチョコレート」の発明である。カカオマスと砂糖の粉末に、ココアバターを加えて温めることで滑らかなチョコレートの液体を作り、それを型に入れて冷やした。それ以前にも、焙炒したカカオ豆を温めてその中身をつぶして固めることで、「食べるチョコレート」は出来ていた。フランス革命で処刑されたマリー・アントワネットが愛好した、「ピストル・チョコレート」である。しかし、その方法では粘度が高すぎて固めにくかつた。ココアバターを新たに加えることによって流れやすいチョコレートの液体が出来て、型に入れて冷やすくなつたのである。

(4) 生まれ変わつた味

チョコレートの散歩道

広島大学名誉教授

佐藤清隆

—昨年春まで、生物園科学研究科
食品物理学研究室で働いていました。



た。カカオの木に「神の食べ物(ギリシャ語でテオプロマ)」という学名を付けたスエーデンの植物学者、リンネは貴族でもあつたが、カカオの滋養効果を確かめるフランスの学位論文を知つて、その命名を思いついたといわれている。

それから三百年ほど経つと、次の四つの大きな発明によつて、それまでの飲み物から「室温では固まつて、口に入れるとサッと融けて、甘さと苦味が口いっぱいに広がる」チョコレートへ生まれ変わつた。

第一は、焙炒したカカオ豆の中身を摩碎してできる濃厚なカカオマスの液体から、油であるココアバターを絞り出してココア粉末を作る発明である。一八一八年に、

第三は、スイスのダニエル・ペーターによるミルクチョコレートの発明である。一八七五年、彼は八年間の苦労の末に、本来は混じらない水(ミルク)と油(カカオマス)を強力に攪拌して混ぜ合わせることに成功した。

最後は、一八七九年のスイスのロドルフ・リンツによるコンチング(チョコレートの液体を強力にかき混ぜる技術)の発明で、滑らかな口どけのチョコレートが出来た。これらの四つの発明の原理は、現在でも使われている。

この他にも、カカオマスと砂糖を摩碎する方法は、石の手作業(図)から花崗岩を回転させる機械へと進歩した。それには、スイスやスペインなどの複数の発明があつた。

ある。

これらの発明には、歴史の必然が働いている。まず、蒸氣機関を代表とする動力革命がある。大量のカカオマスを温めて摩碎するには、大きなエネルギーを必要とした。冶金技術が進歩して、大型機械やチョコレートを固める器具が改良された。さらにカカオプランテーションが広がつてカカオ豆の生産が増え、貿易の振興で関税も下がつた。そして最も重要なことは、一九世紀が王権君主制の封建社会から民主主義の産業市民社会へ移行し始める時期で、国民の生活水準が向上してチョコレートの消費が増え、これらの技術の進歩を求めたことがある。

文献：佐藤清隆・古谷野哲夫
「カカオとチョコレートの
サイエンス・ロマン
—神の食べ物の不思議—」
(幸書房、2011)

カカオ豆を石の上で磨碎する人の像(チョコレートで出来ている)(フランス・ビアリッツ市にあるプラネット・チョコレート博物館)



2011年度 union 教養講座

だれでも 気軽に
いろいろ 楽しく 参加無料

■4月25日(水)18:00~19:00

総合科学部K棟202号教室
理学部支部 早坂康隆

「石のはなし：
日本列島の生い立ちに絡めて」

組合加入はこちらまで!

加入申込用紙をご希望の方法で送付いたします。右記までお申ください。

東広島事務所(本部) 平日 9:00 ~ 18:45

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2(広大西口)
内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

